

黒いごみ袋、段ボール箱、紙袋 は使用できません

富士市では、「ごみの分別の徹底と減量化」を目的に、4月1日から透明ごみ袋による分別と古紙回収がスタートします。今回は、4月1日から変わる「ごみの出し方」についてお知らせします。

透明ごみ袋
による分別と
古紙回収の実施

なぜ「ごみの出し方」が変わるの

ふえ続けるごみの量

市では、昭和五十六年に「缶」「金属」「瓶」の分別収集を開始し、現在「燃えるごみ」「埋立ごみ」「乾電池」を含め、六分別収集を実施しています。以来十五年が経過し、私たちのごみを分別する意識は知らず知らずのうちに緩みがちになっています。

ごみの量は、毎年二、三%ずつふえ続け、平成七年度には約九万二千トンのごみが出されました。これは、市民一人当たり、一日約一キログラムのごみが出されたことになりました。しかし、環境クリーンセンターのごみ処理施設の能力には限界があり、このままごみがふえ続けたらいつかはパンクしてしまいます。

分別が徹底されない 中身の見えない入れ物

ごみは一度出してしまえばそれで終わりと思われがちですが、皆さん



から出されたごみは、収集し、資源化されるものと、焼却を経て最終処分（埋立）されるものがあります。円滑に効率よくごみ処理を行っていくためには「ごみの出し方」が基本となります。

しかし、集積場所へのごみの出し方を見てみると、「燃えるごみ」や「埋立ごみ」では、黒いごみ袋や段ボール箱など、中身がよく見えない入れ物で出されたごみがたくさんあります。「中が見えないから」といって、分別が徹底されずに出されているケースが見受けられます。

また、ごみの中には、新聞紙や雑誌など古紙回収に回らずにそのままごみとして出されている場合もあります。分別がされていないと、資源として利用されずにごみになってしまったたり、収集作業中の事故など、ごみ処理の妨げになってしまったりしています。

注 意



スプレー缶が、よくそのままの状態です。これを中に埋立ごみの中に埋立して「燃えるごみ」へ、缶は必ず穴をあけてガス抜きをしてから指定袋へ入れて「缶」へ出してください。



埋立ごみの中に出されてしまったもの。包丁、鉄くしが袋から突き出ていて、とても危険です。危険物は必ず紙などに包んで出してください。

「容器包装リサイクル法」が施行

四月に「容器包装リサイクル法」が施行されます。これは、今までの「出されたごみを処理する」という考え方を直視し、「排出段階で分別、資源化してなるべくごみにしない」という視点に立ち、「ごみゼロ社会」の実現を目指して定められたものです。これを機に、ますますごみを分別することが重要となってきます。

モデル地区での 調査結果を踏まえて

こうした現状から、分別の徹底と減量化を図るため、昨年八月一日から二地区をモデル地区に指定し、透明の試行ごみ袋を使った分別収集と月一回の古紙回収を試験的に実施してきました。そして、この試行結果が良好だったため、四月一日から、透明ごみ袋による分別と古紙回収を実施することになりました。

透明ごみ袋による分別

◆対象となるのは「燃えるごみ」と「埋立ごみ」です。
◆使用できるごみ袋は、市販の「透明ごみ袋」または、スーパーマーケットや小売店などの「レジ袋」です。

透明ごみ袋

◎スーパーマーケットや小売店などで購入できます。

◎透明ごみ袋の指定はありませんので、大きさや厚さなど用途に応じて用意してください。

レジ袋

◎スーパーマーケットや小売店などで買い物をしたときに、持ち帰り用に使う袋をいいます。

◎現在、少人数の世帯では、レジ袋だけで間に合っている場合もありますので、市民の皆さんの負担を考慮して、レジ袋は使用できることとしました。

◎市では、スーパーマーケットや小売店に対して、レジ袋を透明なものにするよう要請しています。

※市販の黒や青のごみ袋は使えなくなりしますので、注意してください。

※今まで使っていた段ボール箱、紙箱、紙袋、クラフト袋（肥料やお米を入れる茶色の紙袋）は使えませんので、古紙回収に出してください。



4月からの
←
ごみの出し方



燃えるごみ

現在の集積場所 大部分が黒いごみ袋とレジ袋で出されています。



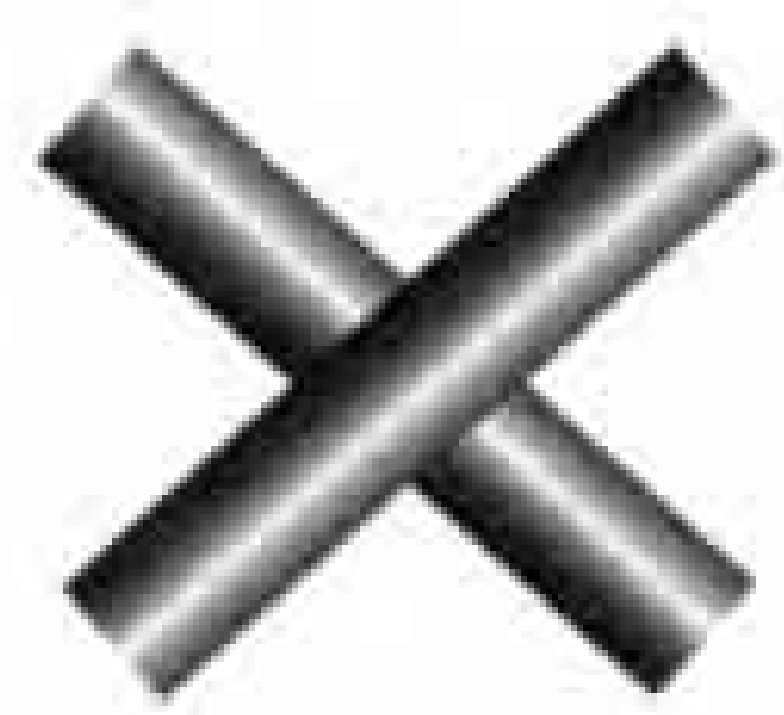
左側



右側



●市販の黒または青のごみ袋



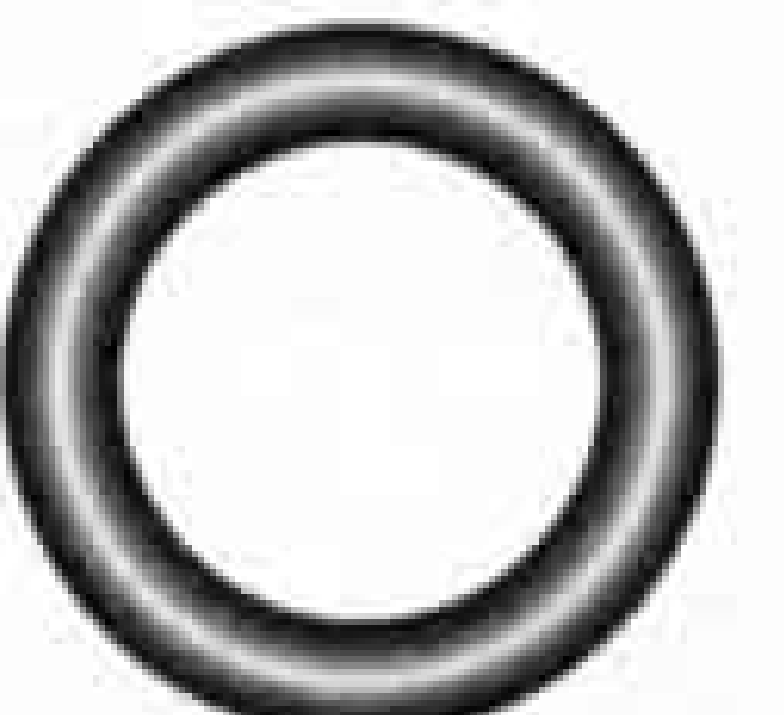
出せないもの



●スーパーや小売店などのレジ袋



●市販の透明ごみ袋



出せるもの



●クラフト袋、紙袋



●段ボール箱、新聞紙

古紙回収へ出してください。



●枝、木切れ

2、3束を限度に50センチメートル程度に切って出してください。それ以上は直接環境クリーンセンターへ出してください。



●布団、じゅうたん、マットレス

手で抱えられる大きさに束ねて出してください。じゅうたんは、6畳用で8等分程度に切って出してください。ただし、スプリング入りマットは「埋立ごみ」に出してください。



袋に入らないごみ

埋立ごみ



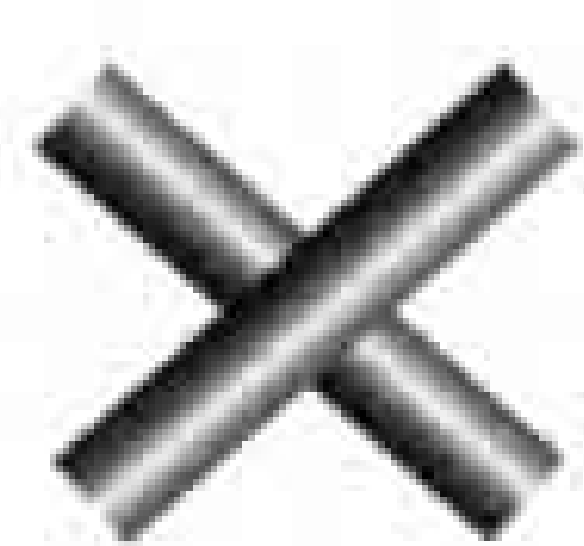
現在の集積場所
段ボール箱や紙袋で出されているものが多い
見られます。

4月からの
←
ごみの出し方

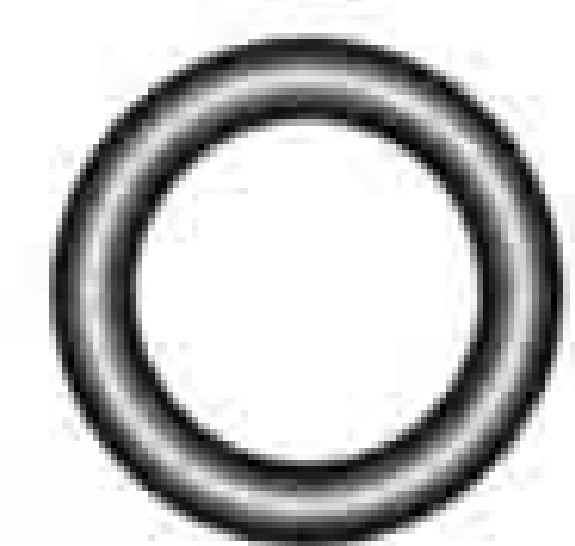


✕ 左側 ○ 右側

黒いごみ袋、紙袋、段ボール箱に入れて出すことはできません。
もちろん埋立ごみ以外のものは出せません。



大型家具、家電製品はそのまま出してください。
割れ瓶類、刃物、ガラスなど危険な物は、紙などに包んで、その旨を明記し、透明袋に入れて出してください。(写真左)



透明ごみ袋
による分別と
古紙回収の実施

古紙回収（月一回）

古紙は集団回収やちり紙交換へ



● 雑誌
紙箱、菓子箱、紙袋、紙封筒も含みます。



● 新聞紙
折り込み用ちらしも含みます。



● 飲料用パック
紙パックを開いて洗浄し、乾燥して東ねてください。



● 段ボール
開いてから東ねてください。

- ◆ 今までPTAや子ども会の集団回収、ちり紙交換などに回らずに、「燃えるごみ」として出されていた古紙を「資源物」として回収します。
- ◆ 毎月一回、回収します。回収する日は、「平成九年度ごみの出し方・分け方」に掲載します。
- ◆ 回収場所は、現在使っている「燃えないごみ」の集積場所です。
- ◆ 四種類に分け、種類ごとにしっかりと紐で縛って出してください。
- ◆ ※ガムテープで縛るのは資源化の妨げになるので、やめてください。

詳しくは、「透明ごみ袋による分別のお知らせ」「古紙回収のお知らせ」または「平成九年度ごみの出し方・分け方」をごらんください（今号と一緒に全戸配布します）。

問い合わせ

環境衛生課
☎51-0123 内線2051
 内線2053
環境クリーンセンター
☎35-0081、35-0369

四月一日から、透明ごみ袋による分別回収と古紙回収を市民の皆さんに御協力いただくことになりました。特に、古紙回収については、燃えるごみとして出される紙類を資源物として回収し、紙の街としての特色を出せたいと思っています。

生活に密着しているごみの出し方が変わること、皆さんにはとまどいもあることと思います。ですから、切りかえが軌道に乗る四月から六月までは、指導期間として皆さんに周知徹底を図っていきます。透明ごみ袋でのごみの出し方について何か不明な点、お気づきの点がありましたら、気軽に御連絡ください。

私たちの住む富士市が、衛生的で美しい街になるためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担していくことが必要になってきます。皆さんの御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。



生活環境部
やしき
屋鋪公平 部長

美しいまちづくりのため、
ごみの出し方への御理解と御協力を